

(株)日本政策金融公庫(特定事業等促進円滑化業務)

http://www.jfc.go.jp/

1. 財政投融資を活用している事業の主な内容

・特定事業促進円滑化業務(平成22年8月から業務開始)

「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」(平成22年法律第38号)に基づき、今後内外で高い需要が見込まれるエネルギー環境適合製品を開発又は製造する事業のうち、我が国産業活動の発達及び改善に特に資するものの実施に必要な資金の貸付けが、銀行その他の金融機関により円滑に行われるよう、株式会社日本政策金融公庫が必要な資金供給を行う。

指定金融機関は、株式会社日本政策金融公庫からの信用の供与を受け特定事業促進業務を行い、必要な資金供給を行う。

・事業再構築等促進円滑化業務(平成23年7月から業務開始)

「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」(平成11年法律第131号)に基づき、我が国企業の国際競争力強化の観点から事業再編等の実施に必要な資金の貸付けが、銀行その他の金融機関により円滑に行われるよう、株式会社日本政策金融公庫が必要な資金供給を行う。

指定金融機関は、株式会社日本政策金融公庫からの信用の供与を受け事業再構築等促進業務を行い、必要な資金供給を行う。

2. 財政投融資計画額等

(単位:億円)

23年度財政投融資計画額	22年度末財政投融資残高見込み
2,000	1,000

3. 当該事業の成果、社会・経済的便益など

① 融資実績

平成22年度業務開始のため平成21年度実績なし

② 特定事業促進円滑化業務

今後内外で高い需要が見込まれるエネルギー環境適合製品を開発又は製造する事業のうち、我が国産業活動の発達及び改善に特に資するものの実施に必要な資金の貸付けが、銀行その他の金融機関により円滑に行われるよう、必要な資金供給を行う。

③ 事業再構築等促進円滑化業務

我が国企業の国際競争力強化の観点から事業再編等の実施に必要な資金の貸付けが、銀行その他の金融機関により円滑に行われる、必要な資金供給を行う。

4. 当該事業に関する政策コスト分析の試算値

【政策コスト】

(単位:億円)

区 分	22年度	23年度	増 減
1.国からの補助金等	-	7	+7
2.国への資金移転	-	-	-
1~2 小計	-	7	+7
3.国からの出資金等の機会費用分	-	1	+1
1~3 小計	-	7	+7
4.欠損金の減少分	-	△0	△0
1~4 合計=政策コスト(A)	-	7	+7
分析期間(年)	-	20	-

【投入時点別政策コスト内訳】

(単位:億円)

区 分	22年度	23年度	増 減
(A) 政策コスト【再掲】	-	7	+7
① 分析期首までに投入された出資金等の機会費用分	-	0	+0
② 分析期間中に新たに見込まれる政策コスト	-	7	+7
国からの補助金等	-	7	+7
国への資金移転	-	-	-
剰余金等の増減に伴う政策コスト	-	△0	△0
出資金等の機会費用分	-	0	+0

【経年比較分析】

(単位:億円)

区 分	22年度	23年度	増 減
(A) 政策コスト【再掲】	-	7	+7
(A') (A)を22年度分析と同じ前提金利で再計算した政策コスト	-	-	-
(B) (A')のうち23年度以降に発生する政策コスト	-	-	-

【発生要因別政策コスト内訳】

(単位:億円)

(A) 23年度政策コスト【再掲】	7
① 繰上償還	-
② 貸倒	△0
③ その他(利ざや等)	8

【感応度分析(前提条件を変化させた場合)】

(単位:億円)

変化させた前提条件とその変化幅	政策コスト(増減額)	
貸付及び調達金利+1%	(割引率変化なし) 7(-)	(割引率変化あり) 7(△0)
増減額のうち機会費用の増減額	-	+0

<参考>

補助金・出資金の23年度予算計上額

補助金: 1億円

出資金: 1億円

※各欄は単位未満四捨五入の端数処理により、合計において合致しない場合がある。

5. 分析における試算の概要及び将来の事業見通し等の考え方

- ① 全ての事業を試算の対象としている。
- ② 既往の指定金融機関に対する貸付(平成 22 年度末予定額)に加え、23 年度の指定金融機関に対する貸付予定額 2,000 億円を貸付実行した場合について試算している。
- ③ 分析期間は 23 年度事業計画に基づく財政融資資金の償還が完了するまでの 20 年間としている。
- ④ 事務費は、24 年度以降、想定される貸付金残高に応じて通減する方式で計上している。
- ⑤ 貸倒引当金は 24 年度以降の積増しは見込んでいない。これは、貸出先の指定金融機関は主務大臣が一定の基準に照らして適切な者を指定することになっていること及び指定金融機関に対して主務大臣が検査・監督権限を有しその健全性をチェックすることが可能なことから、償還確実性は担保されているものと考えられるため。
- ⑥ 現時点において繰上償還を見込むことが困難であるため、今次試算においては繰上償還の発生は見込んでいない。

6. 補助金等が投入される理由、仕組み、国庫納付根拠法令等

(理由)

「エネルギー環境適合製品の開発・製造を行う認定事業者」及び「事業再構築等による国際競争力強化に取り組む認定事業者又はその関係事業者」に対して、指定金融機関が行う融資に必要な資金の貸付けを行うにあたり、これらの業務の実施に必要な資金として出資金及び補助金を受入れている。

(根拠法令等)

- ・補助金については、根拠法令はない(予算措置)。
- ・出資金については、株式会社日本政策金融公庫法(平成 19 年法律第 57 号)において定められている。(第 4 条)
第 4 条第 1 項 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に出資することができる。
第 2 項 公庫は、前項の規定による政府の出資があったときは、会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 445 条第 2 項の規定にかかわらず、当該出資された額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、同条第 1 項中「この法律」とあるのは、「この法律又は株式会社日本政策金融公庫法(平成 19 年法律第 57 号)」とする。
第 3 項 公庫は、第 1 項の規定による政府の出資があったときは、その出資により増加する資本金又は準備金を、第 41 条に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。
- ・国庫納付については、株式会社日本政策金融公庫法において定められている(第 47 条)
第 47 条第 1 項 公庫は、第 41 条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお剰余があるときは、その剰余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならない。

7. 特記事項など

(参考)貸借対照表、損益計算書

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	22見込	23計画	科目	22見込	23計画
(資産の部)			(負債及び純資産の部)		
現金預け金	70	150	借入金	100,000	300,000
貸出金	100,000	300,000	その他負債	415	1,853
その他資産	414	1,851	賞与引当金	1	3
有形固定資産	-	0	役員賞与引当金	-	0
無形固定資産	60	75	退職給付引当金	33	38
貸倒引当金	△ 40	△ 120	役員退職慰労引当金	-	0
			(負債合計)	100,450	301,895
			資本金	120	239
			利益剰余金	△ 64	△ 177
			株主資本合計	55	61
			(純資産合計)	55	61
資産合計	100,505	301,957	負債・純資産合計	100,505	301,957

(注) 1. 22見込は、平成22年8月16日に設置された特定事業促進円滑化業務勘定に係るものである。

2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	22見込	23計画	科目	22見込	23計画
経常収益	468	4,673	経常費用	532	4,786
資金運用収益	414	4,575	資金調達費用	414	4,575
政府補給金収入	53	97	営業経費	78	130
			その他経常費用	40	80
			経常損失	64	112
			当期純損失	64	112

(注) 1. 22見込は、平成22年8月16日に設置された特定事業促進円滑化業務勘定に係るものであり、設置日以降分である。

2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。